

## 【保険外併用療養費】

### 1. 特別療養環境の提供

病室の種類	部屋番号	個室料（税込）
特別室	401号	22,000円
A1 個室 （トイレ・バス付）	402号、403号、405号、406号、407号、 408号、409号、410号、411号、412号、 413号、415号、416号 417号	5,500円
A2 個室 （トイレ付）	418号、419号、420号、421号、422号、 423号、443号、445号、446号、447号	3,300円

### 2. 紹介受診重点医療機関に選定されました。

当院は、2024年4月1日から、紹介受診重点医療機関となりました。

紹介受診重点医療機関とは、かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

なお、当院では原則としてこれまでの外来受診時と変更はありません。

《当院受診時》

- 紹介状のありなしにかかわらず、受診は可能です。
- 紹介状がないことにより特別な料金は掛かりません。

### 3. 入院期間が180日を超える入院の費用徴収

同一疾病又は負傷による当該医療機関（他の保険医療機関を含む）に通算して180日を超える期間の入院には入院料の基本点数の15%を実費にて徴収することになります。なお、疾病又は負傷の状態、処置・治療の内容により対象とならない場合がありますので、詳しくは総合受付までお問い合わせください。

入院基本料の15% : 1日につき 2,412円

### 4. 長期収載品の処方に係る選定療養

令和6年(2024年)10月より、医療上の必要があると認められず、患者さまの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部(後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額)が選定療養として、患者さまの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適用になりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。透析患者さま等公費を使用している方も、別途料金が発生します。